

「福井女子中学生殺人事件」につき検察官に正義を求める会長声明

2024年（令和6年）10月23日、名古屋高等裁判所金沢支部（山田耕司裁判長）は、1986年（昭和61年）3月に発生したいわゆる「福井女子中学生殺人事件」の第2次再審請求審において、再審開始を決定した（以下「本再審開始決定」という。）。

当会は、刑事裁判の鉄則に忠実に再審開始を判断した名古屋高等裁判所金沢支部の正当な判断を高く評価する。

再審請求人である前川彰司氏は当初より一貫して無実を訴えてきており、前川氏と犯行を結び付ける客観的証拠は皆無であった。第一審の福井地方裁判所は無罪判決を言い渡したものの、名古屋高等裁判所金沢支部は逆転有罪判決（懲役7年）を言い渡し、最高裁判所が1997年（平成9年）11月12日に上告を棄却したことにより有罪判決が確定してしまった。

その後、前川氏は、再審請求を申し立て、名古屋高等裁判所金沢支部は2011年（平成23年）11月30日に再審開始を決定した。しかし、検察官はこの再審開始決定に異議を申し立て、異議審である名古屋高等裁判所が再審開始決定を取り消し、最高裁もこれを是認してしまった（第1次再審請求）。

このたびの第2次再審請求に対し、名古屋高等裁判所金沢支部は、再び、再審開始を決定した。本再審開始決定は、前川氏に対する2度目の再審開始判断である。

現行再審法制度上、検察官は本再審開始決定に対し異議を申し立てることができる。しかしながら、「袴田事件」について再審公判無罪判決に対して控訴を断念した際の畝本検事総長談話（2024年（令和6年）10月8日）においてすら「再審請求審における司法判断が区々になったことなどにより、袴田さんが、結果として相当な長期間にわたり法的地位が不安定な状況に置かれてきたことにも思いを致し、熟慮を重ねた結果、本判決につき検察が控訴し、その状況が継続することは相当ではないとの判断に至りました。」としており、2度の再審開始判断がなされた前川氏に対してさらなる再審請求審の司法判断を重ねることは、前川氏の法的地位をさらに長期間不安定な状況に置くこととなり「相当ではない」。

検察官は、本再審開始決定に対して異議申立てをせずとも、再審公判において主張立証することが可能であり、再審公判における公判活動の機会が与えられている。まして、本再審開始決定が、誤った事実関係を訂正することなく主張立証を続けた確定審検察官について、「確定審検察官の訴訟活動は、公益を代表する検察官としてあるまじき、不誠実で罪深い不正の所為」と断じたことの意味は重く、検察官は、本再審開始決定に対してどのような態度を取るのが公益の代表者としてふさわしいのか反

省を込めて検討しなければならない。

よって、当会は、検察官に対して、公益の代表者として、本再審開始決定について異議申立てを行うことなく、本件を速やかに再審公判に移行させることを、すなわち今からでも正義を行うことを、強く求める。

2024年（令和6年）10月24日

佐賀県弁護士会

会長 小畑 雄一郎